

神奈川県警察本部長記念メダル贈呈要綱の制定について

昭和 58 年 4 月 20 日

例規第 29 号

神総発第 68 号

各所属長あて 本部長

神奈川県警察の運営に協力した者で、神奈川県警察表彰取扱規程（昭和 51 年神奈川県警察本部訓令第 2 号）に定める表彰により難しいものに対し、神奈川県警察本部長記念メダルを贈呈して感謝の意を表すとともに、県警察に対する協力態勢を確立するため、みだしの要綱を定め、昭和 58 年 5 月 1 日から施行することとしたから効果的運用に努められたい。

おつて、神奈川県警察本部記念メダル取扱内規の制定について（昭和 44 年 12 月 8 日神総発第 247 号）は、廃止する。

神奈川県警察本部長記念メダル贈呈要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、神奈川県警察本部長記念メダル（以下「記念メダル」という。）の贈呈について必要な事項を定めるものとする。

（贈呈対象者）

第 2 条 警察本部長は、神奈川県警察表彰取扱規程（昭和 51 年神奈川県警察本部訓令第 2 号。以下「表彰規程」という。）に定める表彰により難しい場合で、次の各号のいずれかに該当する者に対し、記念メダルを贈呈するものとする。

- (1) 神奈川県警察に協力した者
- (2) 神奈川県警察の運営に寄与した者

（贈呈方法）

第 3 条 記念メダルの贈呈は、次のいずれかの方法により行う。

- (1) 感謝状等に添えて贈呈する。
- (2) 記念メダルのみを贈呈する。

（上申）

第 4 条 所属長は、第 2 条各号に該当する者を認めたときは、神奈川県警察本部長記念メダル贈呈上申書（別記様式）により総務部総務課長を経由して警察本部長に上申するものとする。

（記念メダルの型式）

第 5 条 記念メダルの型式は、別図のとおりとする。

（事務処理）

第 6 条 この要綱に関する事務処理は、総務部総務課において行う。

別記様式
(第4条関係)

発第 号
年 月 日

警察本部長 殿

所属長 印

神奈川県警察本部長記念メダル贈呈上申書

被 贈 呈 者	住 所 団体名・役職名 職業 氏名 年齢
贈 呈 理 由	
表2 彰号 規に 抵触 第14 の有 条無	
贈方 呈法	1 感謝状に記念メダルを添える。 2 記念メダルのみを贈呈する。
参事 考項	

別図（第5条関係）（表）



（裏）

